

屋外広告物条例施行規則（昭和 47 年岩手県規則第 41 号）第 12 条の 3 第 1 号に規定する法令の規定により条例第 13 条の 4 の規定による点検に相当する措置を講じることとされているものとして知事が定めるものは、次のとおりとする。

- 1 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 に規定する消防用設備等に消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）の規定により設けることとされている標識及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 7 条第 4 項第 2 号に規定する誘導標識
- 2 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 8 条の 5 に規定する製造所等に同令の規定により設けることとされている標識及び掲示板
- 3 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する道路標識及び同項第 4 号に規定する道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置に限る。）
- 4 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 7 条第 1 号に規定する看板、標識、旗ざお及びアーチ
- 5 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する道路標識等
- 6 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 5 条第 7 項に規定する掲示板及び標識